

## 条例改正予定案件

### 1 国民健康保険料の軽減対象の拡大

世帯の所得が一定基準以下の場合、保険料の平等割額・均等割額が軽減される制度について、その基準を緩和し、軽減対象を拡大する法令の改正が予定されており、それに合わせて条例を改正する予定です。

具体的には、下記の表のように5割軽減、2割軽減の基準が変更となります。

軽減基準表 < 現行 >

	基準	参考	
		世帯内被保数	世帯所得
7割軽減	世帯総所得が 33 万円以下	—	330,000 円以下
5割軽減	世帯総所得が【33 万円 + (26 万 5 千円 × 被保険者数)】以下で、7 割軽減該当者以外	1 人	595,000 円以下
		2 人	860,000 円以下
		3 人	1,125,000 円以下
2割軽減	世帯総所得が【33 万円 + (48 万円 × 被保険者数)】以下で、5 割・7 割軽減該当者以外	1 人	810,000 円以下
		2 人	1,290,000 円以下
		3 人	1,770,000 円以下

軽減基準表 < 改正後 >

	基準	参考	
		世帯内被保数	世帯所得
7割軽減	世帯総所得が 33 万円以下	—	330,000 円以下
5割軽減	世帯総所得が【33 万円 + (27 万円 × 被保険者数)】以下で、7 割軽減該当者以外	1 人	600,000 円以下
		2 人	870,000 円以下
		3 人	1,140,000 円以下
2割軽減	世帯総所得が【33 万円 + (49 万円 × 被保険者数)】以下で、5 割・7 割軽減該当者以外	1 人	820,000 円以下
		2 人	1,310,000 円以下
		3 人	1,800,000 円以下

## 2 所得割額の算定および軽減判定に用いる総所得金額の改正

- ① 所得税法等の一部改正により、住民税の課税において「特例適用利子等の額」および「特例適用配当等の額」が新たに申告分離課税の区分として設けられました。新たに設けられた区分の所得を、国民健康保険料の所得割額の算定および軽減判定に用いる総所得金額に含めるため、所要の改正を行う。
- ② 地方税法の一部改正により、公社債等のうち特定公社債等の利子所得について源泉分離課税から申告分離課税へと課税方法が変更され、上場株式等に係る配当所得と併せて申告をすることとなります。また、株式等の譲渡所得等の分離課税制度が「上場株式等に係る譲渡所得等」および「一般株式等に係る譲渡所得等」に区分され、別々の分離課税制度に改組されます。上記に準拠して所要の改正を行う。

[特定公社債等の利子所得について]

<現行>

公社債等の利子所得
源泉分離課税（申告されないため保険料の算定基礎とはならない）

<改正後>

特定公社債等の利子所得
※上場株式等に係る配当所得と併せて申告分離課税
一般公社債等の利子所得
源泉分離課税（現行同様）

[株式等の譲渡所得等の分離課税制度について]

<現行>

株式等に係る 譲渡所得	上場株式等
	一般株式等

<改正後>

